

小牧市雨水貯留施設等設置補助金交付要領

平成15年 4月 1日
15小河第34-2号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市雨水貯留施設等設置補助金交付要綱（平成15年4月1日15小河第34号。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、小牧市雨水貯留施設等設置補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付が不適当なもの)

第2条 要綱第3条第2項第6号に規定する市長が補助金の交付を不適当と認めるものは、次のとおりとする。

- (1) 敷地内に降った雨水を貯留する槽として、新たに購入する缶、樽、桶等を設置するもの
- (2) 市長が別に定める小牧市雨水貯留施設等設置基準に適合する雨水貯留施設等を設置した後に申請したもの

(申請書類)

第3条 要綱第5条第1号に規定する案内図は、原則として縮尺2500分の1の尾張都市計画図に設置場所を赤色で表示したものとする。

2 要綱第5条第2号から第4号までに掲げる書類の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配置平面図 集水起点となる縦樋、水栓、雨水貯留槽、ポンプ及び電源の位置図並びに管の径・延長等が明記されたものとする。また、浸透枳、浸透トレンチ、透水性舗装の位置図並びに枳、集水管の径、延長、経路、舗装面積等が明記されたものとする。
- (2) 断面図 雨水貯留施設については、浄化槽及び雨水貯留槽の説明図に記載されているものでも可とする。また、雨水浸透施設については、浸透枳、浸透トレンチ、透水性舗装の断面に各寸法が明記されているものとする。
- (3) 構造図 雨水貯留施設については、浄化槽転用貯留槽及び雨水貯留槽（地下型）を設置するときの使用ポンプ及び雨水貯留槽等の説明図に記載されているものでも可とする。また、雨水浸透施設については、浸透枳、浸透トレンチ、透水性舗装の各構造の寸法が明記されているものとする。なお、雨水浸透施設の製品カタログでも可とする。
- (4) 排水計画図 集水区域内の雨水排水が宅地外に出るまでどのような経過をたどるか流水方向、経路、管径が明示されているものとする。
- (5) 工事見積書の写し 小牧市が指定する工事見積書（別記様式）の写しとする。

(6) 雨水貯留施設等の設置前の現場写真（状況が把握できるもの） 写真サイズは、L版（89mm×127mm）を標準とし、撮影日が入っていないものとする。写真には、原則として建物の一部が写っているものとし、設置前と記載した黑板等を添えて撮影する。

また、提出写真は、原則としてA4版上質用紙（縦30.2cm×横21.6cm）に貼付整理し、その横（下）に説明及び撮影日を記入する。市販の写真台帳の利用も可とする。

なお、写真内容が鮮明に判読できる場合は、デジタルカメラを使用できるものとする。

（変更承認申請に添付すべき書類）

第4条 要綱第7条第1項に規定する変更申請を行うときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事の図面 変更前及び変更後の工事図面とする。
- (2) 工事見積書の写し 小牧市が指定する工事見積書に変更前及び変更後を明記したもの
- (3) その他、必要に応じて変更内容を説明できる書類 使用ポンプ及び雨水貯留槽の種別、機種等を変更したときの説明図等とする。また、浸透枴、浸透トレンチ、透水性舗装の種別、構造等を変更した場合は、構造図又は製品カタログとする。

（完了報告）

第5条 要綱第8条第1号に規定する工事完了配置平面図は、工事完了後における集水起点となる縦樋、水栓、雨水貯留槽、ポンプ及び電源の位置図並びに管の径、延長等が明記されたものとする。また、浸透枴、浸透トレンチ、透水性舗装の位置図並びに枴のサイズ、管の径、延長、舗装面積等が明記されたものとする。

2 要綱第8条第2号に規定する工事着工から完了までの写真は、小牧市が別に定める工事写真撮影要領に従って工事着工から完了までを撮影したものとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。